

足立区議会基本条例（逐条解説）

足立区議会は、区民に選ばれた議員により構成される議事機関であり、同じく選挙で選ばれた区長とともに、地方自治における二元代表制の一翼を担っています。二元代表制のもと、足立区議会は、地方自治の本旨である住民自治と団体自治を尊重し、区民の生活やまちの未来に関わる重要な課題を話し合い、決定する責任を負っています。同時に、区の政策決定や事務執行が適正に行われているのかを監視・評価するチェック機能を果たしていく責任も負っています。こうした責任を重く受け止め、最良の意思決定を行うことで、区民とともに区の将来を築く役割を担っていきます。

足立区は、長い歴史と豊かな文化を有し、下町の温かな人情と地域の活力を支えるものづくりの精神が息づくまちであり、近年は東武線の鉄道高架化等、各地で開発が進み、住みやすいまちに大きく変化しています。このような中、足立区議会は、独立した区の最高意思決定機関として、区民一人ひとりの声を尊重し、伝統と革新が調和する「足立区らしさ」を守りながら、「やりたいことが叶うまち」を目指して、全ての人々が健康で幸せを感じられるウェルビーイングの向上を進めていきます。

このためにも議会は、区政の発展に貢献するために、常に区民の信頼に応え、透明性のある開かれた議論を行う場でなければなりません。この条例に基づき、誰もが自由に意見を届けることができ、積極的な情報公開や情報提供を通じて、区民が議論の内容や決定したことを知ることができる環境を整えます。

また、常に改善と改革を重ね、区民の多様な意見を尊重して様々な課題に真摯に向き合う議会運営を実施し、議員一人ひとりが責任を持って職務を行い、成果を区民に明確に報告します。

よって足立区議会は、区民とのさらなる信頼を築き区政の発展に貢献するため、議会の最高規範として、この条例を定めます。

【解説】

前文は、条例本文の前に置かれ、条例を制定した背景や目的、議会が大切にしている理念、今後の決意を述べたものです。これは、各条文の具体的な内容を正しく理解するための基準となるものです。

〔第１・２段落：二元代表制と議会の役割〕

区民が直接選ぶ「区長（執行機関）」と「議会（議事機関）」が、それぞれ対等な立場で区政を支える仕組みについて述べています。議会は、区の重要な課題を話し合って決定する責任とともに、区の政策決定や事務の執行が適正に行われているのかをチェック・監視・評価する機能を果たして、政策や事務の改善につなげていく役割があることを示しています。

〔第３段落：足立区らしさとウェルビーイング〕

足立区の歴史や温かな人情を大切にしながら、変化する社会に対応していく姿勢を述べています。特に、足立区基本計画の基本理念の一つとして掲げているウェルビーイング（区民一人ひとりが心身ともに健康で幸せを感じられる状態）を向上させることを、議会の大きな目標として掲げています。

〔第４・５段落：信頼と改革への決意〕

区民の信頼に応えるために、議論の内容を包み隠さず公開することや、常に議会の仕組みをより良くしていく「不断の改革」を重ね、その成果を区民に分かりやすく報告することを決意しています。

（目的）

第１条 この条例は、議会及び議員の活動原則並びに区長と議会との関係、区長等と議会との関係その他議会に関する基本的な事項を定め、区民の負託に的確に応える議会の実現を図ることにより、区民福祉の向上に寄与することを目的とする。

【解説】

この条では、議会に関する基本的な決まりを議会基本条例に規定する目的が、区民の期待に的確に応える議会を実現し、最終的に区民福祉の増進の一助とすることにある旨が述べられています。

（議会の活動原則）

第2条 議会は、区民を代表する議事機関としての責務を自覚し、公平性及び透明性を重視した議会運営を行わなければならない。

2 議会は、区政の適切な運営を確保するため、区長等による政策決定及び事務執行について、監視及び評価を行わなければならない。

3 議会は、区民の多様な意見を把握し、積極的に政策立案及び政策提言を行わなければならない。

【解説】

この条では、足立区議会が活動する上で、常に基本として守らなければならない3つの考え方を掲げています。

第1項：区民の代表として、誰に対しても公平であり、その運営の内容が区民に分かりやすく見えるように努めなければならないことを定めています。

第2項：区長が行う仕事の内容やお金の使い道が正しく行われているかを、客観的な根拠に基づき監視及び評価を行うことにより、政策や事務の改善につなげていくことを定めています。

第3項：区長が出した案を話し合うだけでなく、議会自らが区民の声を聴き、新しいルール（条例）を提案したり、区政を良くするためのアイデアを出したりする積極的な役割を定めています。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、自らが区民の代表であることを自覚し、区民全体のウェルビーイングの向上に努めなければならない。

- 2 議員は、議会による政策立案及び政策提言の充実を図るため、区民の多様な意見を聴取し、区政に関する調査研究に努めなければならない。
- 3 議員は、自らが区民の負託を受けた公職にある者であることを自覚し、自己の言動に責任を持つとともに、高い倫理観を保持するよう努めなければならない。
- 4 議員は、議会活動について、区民に分かりやすく説明する責任を果たさなければならない。

【解説】

この条では、足立区議会を構成する個々の議員が活動する際に守るべき基本的なルールを掲げています。

第1項：議員は一部の人たちのためだけではなく、区民全員のために働く存在であることを自覚し、区民の皆さまのウェルビーイングの向上のために努力しなければならないことを定めています。

第2項：良い提案をするために、区民のいろいろな意見を幅広く聴き、まちの課題について詳しく調べたり、研究したりすることに努めることを定めています。

第3項：区民の代表として自らの発言や行動に責任を持ち、高い倫理性を守るよう努めることを定めています。

第4項：議会での話し合いや自分の活動について、区民に対して分かりやすく説明する義務があることを定めています。

(会派)

第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。

- 2 議員が会派を結成するときは、所属議員2名以上を必要とするものとする。

【解説】

この条では、議会が話し合いや意見のまとめをスムーズに行うために

有効な役割を果たしている「会派」について定めています。

第 1 項：議員は、自分の考えや政策を区の仕事に効果的に反映させるために、議員同士によるグループ（会派）を作ることができることを定めています。

第 2 項：会派を作るには 2 人以上の議員が必要であることをルールとして定めています。

（議長及び副議長）

第 5 条 議長は、議会の代表者として、公正かつ中立的に職務を遂行するとともに、議会の秩序を保持し、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

2 議長は、議会における物理的及び制度的な環境の整備に努めるとともに、議会改革の推進を図らなければならない。

3 前 2 項の規定は、副議長が議長の職務を行う場合について準用する。

【解説】

議決権を有する「議会」と行政の執行権を有する「区長」が両輪となって運営される地方自治体の政治形態は「二元代表制」と呼ばれます。この条では、二元代表制の一翼を担う議会の代表者としての議長が果たすべき責務について規定しています。

第 1 項：議長は議会全体の代表者として、偏った立場をとらずに会議を進め、話し合いが民主的に、かつ効率よく行われるように努める責任があることを定めています。

第 2 項：より良い議論ができるように議会の設備を整えたり、議会の仕組みを新しくしたりする取り組み（議会改革）を進める役割があることを定めています。

第 3 項：議長が不在のときに代わりに仕事をする副議長についても、第 1 項と第 2 項のルールが同じように適用されることを定めています。

（情報公開の推進）

第 6 条 議会は、広報紙の発行やインターネットの利用など、多様な広報手段を活用し、議会活動に関する情報の積極的な公開及び発信に努めるものとする。

2 議会は、議案に対する各議員の賛否について、区民に公表するものとする。

【解説】

この条では、議会と区民との距離を縮めるため、議会がどのような活動をしているのかを区民に見えるようにする「情報公開」について定めています。情報公開を推進して、議会がどのような活動をしているのが区民にも見えるようになれば、議会に対する信頼の向上につながるだけでなく、区民が区政課題を把握することもできるようになり、区民参画の機会の拡充にもなります。

第 1 項：足立区議会だよりやホームページ、SNS などを使い、区民が議会の情報を得やすくなるよう積極的に情報を発信することを定めています。

第 2 項：どの案に対してどの議員が「賛成」し、どの議員が「反対」したかを公表することを定めています。これは区民が議員の活動を正しく判断するための大切な情報となります。

（区民意見の反映）

第 7 条 議会は、請願及び陳情の適切な審査に努め、その審査に当たっては、請願者又は陳情者の意見を聴取する機会を設けることができる。

2 議会は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 115 条の 2 に規定する公聴会及び参考人の制度を活用するよう努めるものとする。

【解説】

この条では、議会での話し合いをより充実させ、区民の意見を的確に

反映させるための方法を定めています。

第 1 項：区民からの請願や陳情を、足立区を良くするための貴重なアイデアとして誠実に受け止めることや、必要に応じてその提出者から直接お話を聴く機会を作ることができることを定めています。

第 2 項：難しい問題について話し合うときは、専門家や関係者から意見を聴く仕組みを使い、議論を深めることに努めることを定めています。

（区長等との関係）

第 8 条 議会は、二代表制において議決権を有する議会と執行権を有する区長等との機能の違いを認識し、対等で緊張感のある関係を保持しながら、自らの機能を最大限に発揮することにより、区民の福祉の増進及び区政の発展に取り組まなければならない。

2 議員は、質問通告書に記載した要旨に基づき、議長の許可を得て、議事に先立ち質問をすることができる。

3 議員は、質問機会の拡充及び質問権、調査権を行使するために、会期中、文書で質問することができる。

【解説】

この条では、議決権を有する議会と執行権を有する区長等との関係のあり方について規定しています。

第 1 項：議会と区長はそれぞれ役割が異なりますが、対等な立場でほどよい緊張感を保ちながら、お互いに「区民福祉の向上」や「区政の発展」という共通の目標に向かって取り組むべきであることを定めています。

第 2 項：議員は、定例会の会期中に限り、区政全般にわたって、区の事務の執行状況や将来に対する方針などについて質問することができることを定めています。なお、質問する議員は、質問する内容を事前に議長あてに通告することにより質問することができます。

第 3 項：足立区議会では、議員が質問や調査を行う権利を拡充するために、本会議や委員会での質問のほかに、定例会の会期中に限り、文書で質問することができることを定めています。

（区長等による議会への説明）

第 9 条 区長は、予算を議会に提出し、又は決算を議会の認定に付するときは、議会にその内容を説明するものとする。

2 区長等は、区民生活に影響を与える政策、計画、施策、事業を立案し、又は変更するときは、議会にその内容を説明するものとする。

【解説】

この条では、議会が区長などから報告や提案を受けた際、その内容をより深く理解し、議論の質を高めるために必要な説明のルールを定めています。

第 1 項：区長は、予算（お金の使い道の計画）や決算（使った結果の報告）を議会に示すとき、その内容をしっかり説明しなければならないことを定めています。

第 2 項：区民の生活に大きな影響を与える計画や事業を始めたり変えたりするときは、なぜその案になったのかという理由や背景まで、議会に分かりやすく説明しなければならないことを定めています。

（議会改革の推進）

第 10 条 議会は、議会の信頼性を高めるため、不断の改革に努めるものとする。

【解説】

議会は、区民からより信頼される存在になるために、常に自分たちのやり方や決まりを見直し、より良くしていく努力を続けなければならないことを定めています。

(研修の実施)

第 1 1 条 議会は、議員の政策立案及び政策提言能力の向上を図るため、議員の研修の充実強化に努めるものとする。

【解説】

議員が、足立区や足立区議会の課題を解決するための良いアイデアを創り出す能力を高めるために、議会として議員が学ぶ機会（研修）を充実させることに努めることを定めています。

(議員活動の環境整備)

第 1 2 条 議会は、議員が妊娠、出産、育児、看護、介護等により配慮が必要な状況にある場合でも活動しやすい環境を整備し、議会活動との両立を支援していく。

2 議会は、障がいのある議員の活動を保障するため、バリアフリーを推進していくとともに、視覚や聴覚の補助等により必要な情報へのアクセスの向上に努めていく。

【解説】

この条では、いろいろな背景を持つ人が議員として活動しやすくするための環境づくりについて定めています。

第 1 項：妊娠、出産、育児、介護などが必要な状況にある議員であっても、活動が続けられるような環境を整え、サポートしていくことを定めています。

第 2 項：障がいがある議員が不自由なく活動できるよう、施設のバリアフリー化を進めたり、情報を得やすくするための工夫をしたりすることを定めています。

(危機管理)

第 1 3 条 議会及び議員は、区民の生命、身体、財産及び生活の平穏を守るため、地震、水害等の災害が発生したときは、その責務を迅速か

つ的確に果たすよう努めなければならない。

- 2 議会及び議員は、足立区災害対策本部の応急活動を円滑、迅速に実施できるよう、必要な協力、支援に努めなければならない。
- 3 前2項における議会及び議員の活動については、足立区議会災害時における議会と議員の行動規範に基づくものとする。

【解説】

この条では、地震や水害などの大きな災害が起きたときに、議会や議員が区民を守るためにどのように動くべきかを定めています。

第1項：大きな災害が起きたとき、区民の命や暮らしを守るために、議会と議員が迅速かつ正確に役割を果たすよう努めることを定めています。

第2項：足立区の災害対策本部がスムーズに動けるよう、議会としても必要な協力や支援を行うことを定めています。

第3項：災害時の活動は、あらかじめ決めてある「行動規範（ルール）」に基づいて行うことを定めています。

（議会事務局）

第14条 議会は、議会運営の円滑化に加え、議員の政策立案、調査研究及び法的支援等の補助機能を強化するため、議会事務局の組織体制の整備及び充実を図るものとする。

- 2 議長は、議会の独立性を担保し、議会事務局の職員の専門性を高めるため、研修その他の必要な措置を講ずるものとする。

【解説】

この条では、議会の話し合いや議員の活動を支え、サポートする「議会事務局」の体制について定めています。

第1項：議員が良い提案をしたり、法律などの専門的な調べ物をしたりすることを助けるために、事務局の体制を整え、充実させることを定めています。

第 2 項：議長の責任として、議会事務局の職員がより専門的な知識を身につけられるよう、学ぶ機会を設けることを定めています。

（議会図書室）

第 1 5 条 議会は、議員の調査研究並びに議会による政策立案及び政策提言の充実を図るため、議会図書室の充実に努めるものとする。

2 議会図書室の管理運営については、足立区議会図書室管理規程に基づくものとする。

【解説】

この条では、議員が足立区の課題を解決するための調べ物をしたり、新しい案を作ったりするときに役立つ資料をそろえる「議会図書室」について定めています。

第 1 項：良い提案を作るための参考となる資料を充実させることに努めることを定めています。

第 2 項：図書室の使い道や管理については、あらかじめ決めてある規程（ルール）に基づいて行うことを定めています。

（政務活動費）

第 1 6 条 調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、政務活動費の適正な執行に努めるとともに、その使途について説明責任を果たさなければならない。

2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、政務活動費の適正な執行を担保し、及びその使途の透明性を確保するため、領収書その他の証拠書類を添えた収支報告書を提出しなければならない。

3 議会は、毎年、収支報告書及び領収書を公開するものとする。

4 議会は、政務活動費の使途の明確化、透明性の向上に努めるため、足立区政務活動費の交付に関する条例（平成 1 3 年足立区条例第 4 1

号) の不断の見直しを行うものとする。

【解説】

この条では、議員の区政に関する調査研究その他の活動のために必要な経費の一部として、会派又は議員に交付する政務活動費について定めています。

第1項：このお金を正しく使い、その使い道について区民にしっかりと説明する責任があることを定めています。

第2項：正しく使ったことを証明し、中身が明確に分かるようにするために、領収書を添えた報告書を出さなければならないことを定めています。

第3項：毎年、使い道の報告書と領収書をホームページで区民に公開することを定めています。

第4項：使い道の内容をさらに明確にさせ、隠し事がないようにするために、お金に関する決まりを常に見直していくことを定めています。

(政治倫理)

第17条 議員は、法令及び議会規範を遵守し、良心及び責任感を持って、議員としての品位と節度を守り、見識を深めるように努める。

2 議員は、自己の利益に偏することなく、公平・公正の原則に立ち、不正や疑惑を排し、透明性ある議会活動に努める。

3 議員は、互いを尊重しつつ建設的な議論を重ね、区政の健全な発展と区民生活の向上に尽力し、その責務を未来に継承する。

4 議員の政治倫理に関し必要な事項は、別に定める。

【解説】

この条では、議員が区民の代表として常に正しい心で仕事をするための「倫理（ルール）」について定めています。

第1項：法律を守り、自らの責任感を持ち、議員としてふさわしい態度やマナーを守ることを定めています。

第 2 項：自分だけの得になるようなことをせず、公平な立場で不正や疑惑を招かないような活動をすることを定めています。

第 3 項：お互いを尊重しながら建設的な議論を行い、より良い足立区を未来の世代に引き継いでいく責任があることを定めています。

第 4 項：これらに関するより詳しいルールは、別に定めることとしています。

（他の条例等との関係）

第 1 8 条 議会は、議会に関係する他の条例、規則等を制定し、又は改廃する場合は、この条例の趣旨を尊重するとともに、この条例に定める事項との整合性の確保を図るものとする。

【解説】

この条例は、議会に関わるすべての決まりの中でも、最も基本的な考え方を示すものです。今後、議会に関する他の決まり（条例や規則）を作ったり変えたりするときは、この条例の大切な考え方を尊重し、内容が矛盾しないようにしなければならないことを定めています。

（条例の見直し）

第 1 9 条 議会は、この条例の目的の達成状況について、一般選挙を経た議員の任期が開始した日から終了する日までの間において 1 回以上検証し、その結果を区民に公表するものとする。

2 前項の検証の結果、必要と認める場合は、この条例の改正その他の適切な措置を講じるものとする。

【解説】

この条では、この条例を作って終わりにするのではなく、常に今の社会に合っているかを確認するための手続きを定めています。

第 1 項：条例の目的が達成されているかどうかを、議員の 4 年間の任期中に少なくとも 1 回は自分たちで検証し、その結果を区民に知らせることを定めています。

第 2 項：検証の結果、もし足りないところがあれば、条例を新しく書き換えたり、改善したりすることを定めています。

付 則

この条例は、令和●年●月●日から施行する。